

4. 中部地方整備局コンプライアンス推進の強化 ほか

事業者等の皆様へ

コンプライアンスの保持にご協力ください

中部地方整備局では「中部地方整備局発注者綱紀保持規程」に基づき、発注事務に係る綱紀の保持に努めております。

事業者等の皆様方におかれましては、中部地方整備局における発注者綱紀保持の取組について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

1. 応接ルール等へのご理解・ご協力のお願い

(1) 事業者等との応接方法

- ・職員が事業者等の皆様と応接するときは、原則として受け付けカウンター等オープンな場所で複数の職員で対応することを基本にしています。

<規程第5条>

(2) 発注事務に係る規程違反の通報窓口

- ・職員が発注者綱紀保持規程に抵触すると思われる事実を確認した場合の通報制度を設けております。<規程第6条>

(3) 事業者等からの働きかけの対応

- ・発注事務に関して、職員が事業者等の皆様から不当な働きかけを受けたときは、これを報告、記録、公表することとしています。<規程第14条>

(4) 執務環境の整備

- ・事業者等の皆様の執務室への自由な出入りを制限させていただいております。

<規程第15条>

(5) コンプライアンス宣言の掲示

- ・中部地方整備局として二度と不祥事を起こさない信念を持ち、来所者にもご理解いただくため、「コンプライアンス宣言」を行い、庁舎の玄関等へ掲示しています。

(6) 飲食に関する届出

- ・管理職員等が事業者等の皆様と飲食した場合には、金額に関わりなく事業者等の皆様の所属・氏名等の届出を義務化しています。

(7) 組織的対応の確保

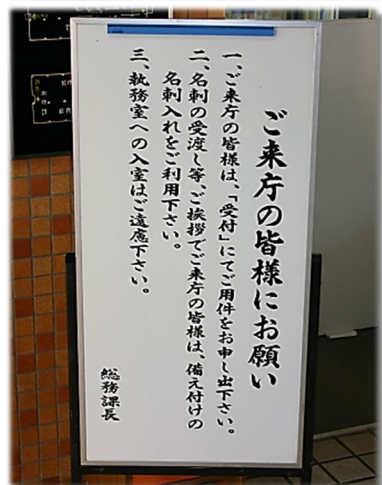
- ・事業者等の皆様が、事務所長等を訪問する際のアポイント受付窓口を総務担当等と一元化するとともに、事務所長等の執務室への自由な出入りを制限し、総務担当等を経由した上で応接することを原則としています。

2. 受発注者双方が適切な関係を築くためにお願い

- ・事業者等の皆様との応接ルール等については上記1のとおりとしております。社内で関係する部署への周知をお願いします。
- ・発注に関わる情報の提供を求めるなど不当な働きかけが起こらないよう事業者等の皆様におかれても法令を遵守するためのコンプライアンス体制の構築をお願いします。
- ・また、社内ルールや規定を明確にしたうえで、社員に対する継続的な研修・教育をお願いします。
- ・不正等があった場合にも早急に自己申告できる体制を整備するなど、事業者等の皆様においても、内部通報制度の構築等をお願いします。

3. 職員から、金品の要求等不適切な行為がなされた場合のお願い

- ・万が一、職員側から、金品の要求等不適切な行為がなされた場合、速やかに、以下の通報先に通報いただくようご協力をお願いします。



<問い合わせ・通報先>

国土交通省 中部地方整備局

名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

TEL 052-952-8119

(担当 : 適正業務管理官)